

議案第8号

## 令和2年度水戸市教育行政方針について

令和2年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定する。

令和2年3月24日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

## 令和2年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

### 基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、義務教育学校が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

#### 基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

##### 1 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

#### 基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備する。

##### 1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全、安心な学校生活を送るため、警察、PTA、地域ボランティア等の関係機関・団体とより一層の連携を図りながら、登下校時の安全対策や不審者対策など、地域ぐるみの学校安全体制の強化に努める。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもを支

援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

## 2 保育環境の充実

保護者の就労形態の多様化等による様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児保育など、社会の変化に対応した保育サービスの充実に努める。

また、保育所等における待機児童ゼロの達成とその継続を目指し、家庭的保育、小規模保育等の地域型保育事業の拡充や民間保育所の計画的な定員増を踏まえた整備の促進に努めるとともに、保育士確保に向けた取組を推進する。

さらに、子どもが安全で快適な生活を送ることができるよう、施設、設備等の整備に努める。

## 3 子育て支援の充実

都市化や核家族化の進行等に伴い、世代間交流等が希薄化する中、子育て中の親同士や子ども同士の交流の場の提供や子育て相談等を通して、地域における子育て支援の充実に努める。

また、放課後や長期休業期間等において、子どもが安全に活動し、健やかな成長ができる場を確保するため、開放学級における待機児童ゼロの達成とその継続を目指すとともに、民間活力を活用した開放学級と放課後子ども教室の一体的運営を推進し、総合的な放課後児童対策の充実に努める。

### 基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

## 1 幼児教育の充実

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園との連携や職員の資質向上を目指した諸施策を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

## 2 教育環境の整備、充実

就学前の子どもに対し、より質の高い教育・保育環境を提供するため、市立幼稚園の再編を図るとともに、子どもが安全で快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業やトイレの洋式化をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

また、教職員の負担軽減を図るため、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革を推進するなど、長時間勤務の縮減に努める。

### **3 地域とともにある学校づくりの推進**

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に導入し、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら、家庭、地域との連携のもと、地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

### **4 特色ある学校教育の充実**

水戸らしい教育を体系化し、本市独自の義務教育9年間を見通した系統的・継続的な特色ある教育活動を推進し、小中一貫教育の充実を図る。

また、少人数での教育のよさを生かした小規模特認校におけるきめ細かな指導など、学校の特色を生かした教育を推進する。

### **5 健やかな心と体の育成**

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深める学習を通して、健やかな心を育成する。

また、子どもが生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力を高めるため、発達段階や系統性を踏まえた取組を進め、健康の保持増進と体力の向上に努めるとともに、定期健康診断等による疾病、異常等の早期発見や学校環境衛生の充実を図り、子どもの健康維持に努める。

さらに、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場において、食育に関する研修会等を開催するなど、児童生徒をはじめ、広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに、地場産物を活用した安全で安心な給食の提供や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

### **6 指導・相談体制の充実**

暴力行為、不登校、少年非行等の生徒指導における諸問題については、家庭、地域、学校、関係機関と連携、協力しながら、毅然とした指導を行うなど、子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもが、その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

### **7 教職員の資質能力の向上**

質の高い教育を提供するため、中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して、使命感の醸成や実践的指導力の育成、高度な専門的知識の習得など、さらなる教職員の資質能力の向上に努める。

また、教育会との連携による研究・研修を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果分析や評価等を通して、学力向上のための指導方法の工夫・改善に努める。

さらに、授業力の向上を図るため、計画訪問や要請訪問等を通じた指導、助言の充実に努める。

## 基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの「生きる力」をより一層育むため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して、学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに、豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また、子ども一人一人の良さや可能性を伸ばし、次の時代をリードし、水戸の明るい未来を創造していける人材、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

### 基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的な生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

#### 1 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

### 基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

#### 1 社会変化に対応した教育の推進

子どもがこれからの時代を生き抜くために必要な高度情報化社会に対応できる情報活用能力の育成をはじめ、英会話授業のオール・イン・イングリッシュ化や英語指導助手の活用による国際理解教育の推進に努めるとともに、防災リーダーなど次世代リーダーの育成を通して、グローバル社会で活躍できる力の育成等に努める。

### 基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

#### 1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史、文化、産業などについて理解を深めるとともに、地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動、副読本を活用した郷土教育などを通して、ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また、おもてなしボランティア等の活動を通して、もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

## 2 豊かな感性の育成

水戸芸術館との連携による芸術教育，船中泊を伴う自然体験活動等を通して，心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また，企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して，学ぶことや働くこと，生きることを実感させ，将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

### 基本目標7 いのちや人権を大切にする教育【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し，いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに，規範意識や思いやりの心を育成する。

#### 1 いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け，小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに，子どもが安心して学ぶことができる環境を整え，いじめ問題に組織的に取り組み，迅速で的確な対応を行うなど，いじめの早期解消を図る。

また，人権教育を通して，子ども一人一人がその発達段階に応じ，人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに，あらゆる偏見や差別をなくし，互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

### 基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え，見守り，育てるとともに，市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，あらゆる機会，場所において学習することができ，その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また，歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め，郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに，歴史と伝統を基底に，国内外で活躍できる人材の育成に努める。

### 基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって，若者の健やかな成長を促し，豊かな人間性や社会性を備え，さまざまな地域活動へ積極的に参画し，社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

#### 1 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため，家庭，地域，学校，行政が連携を図り，青少年・若者の地域活動や社会参加活動を支援する。

また，関係機関・団体と連携し，街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに，特別相談員による相談活動を通して，青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては，現代的な教育課題に対応した体験活動の実施や地域の特性を生かしたプログラムの開発をはじめ，移動天文車を活用した天体観測等の体験活動を展開するなど，自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

## **基本目標 9 社会や地域のために自ら活動する人づくり**

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

### **1 学習機会の充実**

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

## **基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり**

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

### **1 歴史的資源の保全と活用**

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保護、保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収集・保管するとともに、展覧会の開催等を通して、郷土の歴史や文化、自然にふれることのできる機会を提供するなど、地域、学校との連携のもと、市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

## 令和2年度主要施策

### 基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

#### 基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

##### 1 家庭の教育力の向上

###### (1) 幼稚園、学校等における取組の推進

〔目標指標：保護者を対象とする研修会の実施 各校年1回〕

- (ア) 基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための学校（園）と家庭、地域との連携強化
- (イ) 学習習慣確立のための家庭への啓発事業

###### (2) みと好文カレッジ・市民センターにおける家庭教育支援事業の推進

〔目標指標：各市民センターにおける家庭教育強化事業の実施 年3回〕

- (ア) 家庭教育強化事業の推進
- (イ) 家庭教育講演会、ほっとひといき夢らんど等の推進
- (ウ) 訪問型家庭教育支援事業の推進

#### 基本目標2 安心で安全な地域づくり

##### 1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

###### (1) 安全対策の推進

〔目標指標：通学路安全対策の実施 10か所〕

- (ア) 登下校時における安全体制の充実(通学路安全対策, スクールガード活動の促進等)
- (イ) 安全対策情報(不審者等の情報)の公開

###### (2) 地域の教育力の活用

〔目標指標：学校支援員(大学生)の活用 延べ450回〕

- (ア) ゲストティーチャーや学校支援ボランティアとしての地域人材活用
- (イ) スクールボランティア活動及び学校部活動の支援
- (ウ) 大学等との連携

##### 2 保育環境の充実

###### (1) 保育サービスの充実

〔目標指標：保育所待機児童ゼロの達成及び継続〕

- (ア) 保育所待機児童ゼロの達成及びその継続
- (イ) 地域型保育事業の推進
- (ウ) 延長, 休日, 病児保育事業の充実
- (エ) 障害児保育事業の充実
- (オ) 保育士確保対策事業の拡充(潜在保育士等就労支援補助金, 新卒保育士等就労奨励補助金等)
- (カ) 民間保育所等における保育体制強化事業及び保育補助者雇上強化事業の推進
- (キ) 市立幼稚園, 認定こども園における預かり保育時間の拡充

(2) 保育施設の整備, 充実

〔目標指標：民間保育所等増改築に係る支援の実施 2か所〕

- (7) 民間保育所等増改築支援事業の実施

3 子育て支援の充実

(1) 多様な子育て支援事業の推進

〔目標指標：地域子育て支援拠点事業の実施 13か所〕

- (7) 一時預かり事業等子育て支援の充実  
(4) 地域子育て支援拠点事業の推進  
(5) 園庭開放事業の推進

(2) 総合的な放課後児童対策の推進

〔目標指標：開放学級待機児童ゼロの達成及び継続〕

- (7) 開放学級待機児童ゼロの達成及びその継続  
(4) 開放学級支援員の確保  
(5) 開放学級及び放課後子ども教室の一体的な運営（民間委託）の推進  
(6) 学童クラブとの連携強化  
(7) 放課後子ども教室の充実

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

1 幼児教育の充実

(1) 就学前教育の推進

〔目標指標：幼児教育と小学校教育の接続のための協議会設置〕

- (7) 小学校への円滑な接続（幼児教育と小学校教育の接続のための協議会の開催，小学校への接続のためのカリキュラム「アプローチ・スタートカリキュラム」の推進）  
(4) 幼稚園・保育所・認定こども園共通カリキュラムの推進  
(5) 英語遊びの実施  
(6) 幼稚園・保育所・認定こども園への訪問指導の充実  
(7) 幼稚園・保育所・認定こども園職員の相互実務研修等の実施

2 教育環境の整備, 充実

(1) 幼児教育・保育施設の整備, 充実

〔目標指標：市立幼稚園3園の幼稚園型認定こども園移行準備完了〕

- (7) 市立幼稚園の再編  
(4) 通級指導教室新設に向けた整備の推進

(2) 学校施設の整備, 充実

〔目標指標：長寿命化改良工事完了 1校, 校舎トイレ洋式化率 57%〕

- (7) 長寿命化改良事業の推進  
（校舎長寿命化改良実施設計）渡里小学校  
（校舎長寿命化改良工事）吉田小学校（2期），酒門小学校（1期），上大野小学校  
（屋内運動場長寿命化改良実施設計及び工事）三の丸小学校

- (イ) トイレ洋式化等改修事業の推進  
(大規模改造実施設計) 赤塚中学校  
(大規模改造工事) 五軒小学校  
(温水洗浄便座設置) 小学校 2 校, 中学校 3 校, 義務教育学校 1 校
- (ウ) 校舎改築事業の推進  
(構想) 飯富小学校・中学校の一体的な整備の推進  
(改築工事) 見川小学校
- (エ) 校舎増築事業の推進  
(実施設計) 笠原小学校 (2 期), 吉沢小学校  
(増築工事) 笠原小学校 (1 期)
- (オ) 情報通信ネットワーク環境整備事業の推進

### **(3) 学校給食施設の整備, 充実**

**[目標指標: 給食室空調設備設置に向けた方針の決定]**

- (ア) 小学校・義務教育学校給食室の環境改善の推進

### **(4) 学校安全管理の推進**

**[目標指標: 学校屋外 A E D の整備 中学校 15 校]**

- (ア) 学校屋外 A E D 整備事業の推進
- (イ) 学校における安全確保 (避難訓練の実施, 学校事故への迅速な対応等)

### **(5) 教職員の働き方改革の推進**

**[目標指標: 教職員の働き方改革基本方針の策定]**

- (ア) 教職員勤務時間の管理の徹底 (タイムレコーダー等による管理)
- (イ) 働き方に関する教職員の意識改革に向けた研修
- (ウ) 教職員の負担軽減に向けた取組の推進
  - ・ 部活動指導員の活用
  - ・ 学校閉庁日の実施
  - ・ 学校給食費公会計の運用
  - ・ 校務支援システムの活用
- (エ) 教職員の働き方改革に関する会議の開催 (学校における業務内容の改善等)

## **3 地域とともにある学校づくりの推進**

### **(1) 地域住民の学校運営への参画**

**[目標指標: 学校運営協議会の開催 年 3 回以上]**

- (ア) 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) の円滑な運営

### **(2) 学校への理解を深めるための取組の推進**

**[目標指標: 情報発信回数 各校年 80 回以上]**

- (ア) 学校ホームページ等を活用した情報提供
- (イ) 「学校へようこそ」等を活用した学校公開

## **4 特色ある学校教育の充実**

### **(1) 小中一貫教育の推進**

**[目標指標: 学校ホームページ「小中一貫教育コーナー」の更新 月 1 回以上]**

- (7) 小中一貫教育の推進（9年間を見通した教育課程の編成，小学校等における教科担任制の推進）
- (4) 「水戸まごころタイム」の実践による充実（E S D教育（持続可能な開発のための教育）など）
- (5) 義務教育学校，中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の制度化による総合的かつ効果的な小中一貫教育の推進

## (2) 学校の特色を生かした教育の推進

**[目標指標：市庁舎モニターを活用した小規模特認校制度の情報発信]**

- (7) 特色ある学校づくりの推進（小規模特認校制度等）
- (4) がんばる水戸の子夢事業「水戸の名を全国に」の実施（各種体育大会，文化活動への参加助成による保護者負担の軽減等）

## 5 健やかな心と体の育成

### (1) 道徳教育の充実

**[目標指標：家庭や地域に向けた道徳科の授業公開 全校]**

- (7) 重点内容項目を明確にした道徳授業の実施
- (4) 「道徳まごころ」の活用
- (5) 校内研修の充実
- (5) 道徳性を育む体験活動の推進

### (2) 学校体育の充実

**[目標指標：体力テストA+Bの割合 小学校・義務教育学校（前期課程）60%，中学校・義務教育学校（後期課程）65%]**

- (7) 体力・運動能力の向上
- (4) 武道指導の充実

### (3) 学校保健の充実

**[目標指標：小児生活習慣病予防健診受診率 小学生 80%，中学生 60%]**

- (7) 生活習慣病予防健診及び中学生ピロリ菌検査の実施
- (4) 各種健康診断，感染症予防対策の充実
- (5) 性教育（性感染症），健康教育（喫煙，飲酒，薬物乱用の防止，生活習慣病，がんの予防）の推進
- (5) 学校環境衛生の維持，向上（放射能対策を含む。）

### (4) 食育の推進

**[目標指標：地場産物の活用割合 56%]**

- (7) 安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底（ノロウイルス陰性確認検査），放射能対策を含む。）
- (4) 食物アレルギーへの適切な対応
- (5) 地場産物の活用拡大
- (5) 食育の充実（栄養教諭等による食の指導，大学との連携，食育講演会の開催，学校給食共同調理場の活用等）

## 6 指導・相談体制の充実

### (1) 生徒指導の充実

**【目標指標：教育相談担当者研修会 年6回】**

- (ア) 不登校の早期発見・早期対応
- (イ) 暴力行為や少年非行等の問題行動に対する家庭、地域、学校、関係機関の連携
- (ウ) 来所相談、電話相談、適応指導教室「うめの香ひろば」における援助指導、専門医による面接相談の実施、家庭訪問相談員による訪問相談
- (エ) 学校における相談体制の充実（スクールカウンセラーや心の教室相談員の活用促進、学校の教育相談体制の整備）

### (2) 特別支援教育の充実

**【目標指標：特別支援教育に係る研修会 年4回】**

- (ア) 就学相談体制の充実
- (イ) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの教育的支援に関する指導、助言
- (ウ) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談・支援体制の充実
- (エ) 特別支援教育支援員の配置
- (オ) 関係機関（子ども発達支援センター等）との連携強化による早期支援体制の充実

## 7 教職員の資質能力の向上

### (1) 研修事業の充実

**【目標指標：中核市としての教職員研修（法定研修）対象者満足度 80%】**

- (ア) 中核市としての市独自の教職員研修（法定研修）の全面实施
- (イ) 教職員研修（基本研修・専門研修・特別研修）の実施
- (ウ) 教育会（研修事業部）との連携

### (2) 研究事業の推進

**【目標指標：教科部員会の開催 全中学校区】**

- (ア) 教育会（研究事業部、広報事業部）との連携
- (イ) 研究指定校による調査研究の推進
- (ウ) 学力向上調査研究事業の実施（全国学力・学習状況調査及び茨城県学力診断のためのテスト結果分析に基づく指導の充実）

### (3) 指導、助言の充実

**【目標指標：訪問指導回数 年5回】**

- (ア) 訪問指導（計画訪問、学校支援訪問、要請訪問、随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援

## 基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

### 基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

#### 1 学びの基礎や確かな学力の定着

##### (1) 確かな学力の定着

**【目標指標：学力診断のためのテスト（県）の各教科における平均点（対県平均との比較）（小6）+1.4点,（中3）+1.9点】**

- (7) 基本的な生活習慣の確立「規律と協働を高める八策」
- (4) 学力向上サポーターを活用した個に応じた学習指導の充実
- (7) 学習定着状況調査の実施
- (5) 学びの広場ネクストステージの実施
- (4) 家庭学習の充実（家庭学習スタートノートの活用等）

## (2) 自ら学ぼうとする意欲の育成

**【目標指標：放課後学力サポート事業の実施 33校】**

- (7) 放課後学力サポート事業の拡充
- (4) 数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施

## 基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育【グローバルプランの推進】

### 1 社会変化に対応した教育の推進

#### (1) 英会話力の向上

**【目標指標：中学校・義務教育学校卒業時英検3級相当以上の生徒割合 53%】**

- (7) 英会話教育の充実
  - ・ オール・イン・イングリッシュ授業の実施
  - ・ 実践的な英会話力向上を目指す「English Camp（イングリッシュキャンプ）事業」の実施
  - ・ 小中連携による英会話学習の充実（授業の相互参観，研究協議）
  - ・ 中学校，義務教育学校（後期課程）英会話カリキュラムの実施
- (4) 英語指導助手（AET）の配置

#### (2) 情報活用能力の育成

**【目標指標：授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思う児童の割合 73%】**

- (7) ICT機器の活用
  - ・ タブレット端末の増設に伴うICT機器を活用した授業の拡充
  - ・ 校務支援システムの活用による校務の情報化
  - ・ 情報モラル・セキュリティの指導の充実
- (4) プログラミング教育の推進
  - ・ プログラミング教育研修の充実
  - ・ プログラミング授業実践事例集を活用した授業の充実
  - ・ 水戸市学校教育情報化推進会議の開催

#### (3) 次世代リーダーの育成

**【目標指標：次世代エキスパート育成事業参加者 80名】**

- (7) 次世代エキスパート育成事業の充実
- (4) 防災リーダー育成事業（陸前高田市民泊研修）の実施

## 基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育【キャリアプランの推進】

### 1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

#### (1) 郷土への理解を深める教育の充実

【目標指標：日本遺産に関する学習の実施 全校】

- (ア) 「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進
- (イ) 社会科副読本「みと」、「水戸の歴史」、「水戸」の活用
- (ウ) 指導用資料集「水戸教学～次世代をリードする“水戸人”の育成のために～」の活用

#### (2) もてなしの心を育む教育の推進

【目標指標：おもてなしボランティア活動の実施 全中学校・義務教育学校】

- (ア) おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁、魁二の丸隊、子ども梅大使による活動）

### 2 豊かな感性の育成

#### (1) 世界に誇る水戸芸術館と連携した芸術教育の充実

【目標指標：芸術鑑賞会の開催 年4回】

- (ア) 水戸芸術館等との連携による芸術鑑賞会（小学生：演劇、音楽 中学生：音楽）の開催
- (イ) 「中学校合唱の祭典」の開催

#### (2) 体験学習の充実

【目標指標：中学生の職場体験実施 年3日】

- (ア) 民間企業、商工会議所等との連携による職場見学、職場体験の実施
- (イ) 船中泊を伴う自然教室等の実施

## 基本目標7 いのちや人権を大切にする教育【ふれあいプランの推進】

### 1 いじめ解決に向けた取組の推進

#### (1) いじめの未然防止

【目標指標：あいさつ運動の実施 月1回以上】

- (ア) あいさつ運動の実施
- (イ) いじめ解決フォーラムの実施
- (ウ) いじめのワークショップの実施
- (エ) SNSによるいじめに関する講演会の実施

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

【目標指標：いじめ解消率 100%】

- (ア) いじめ相談ダイヤルの設置
- (イ) いじめの実態調査
- (ウ) いじめ防止対策推進法に定める組織等の設置

#### (3) 学校における人権教育の充実

【目標指標：人権教室の開催 全校】

- (ア) 人権課題に関する教育、啓発活動の充実

### 基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

#### 基本目標8 社会に参画する若者づくり

##### 1 青少年・若者の健全育成

###### (1) 青少年・若者の健全育成のための事業の充実

[目標指標：少年自然の家利用者 年26,000人]

- (ア) 少年自然の家利用促進に向けたプログラムの開発及び実施，並びに広報活動の推進
- (イ) 子ども会等の青少年団体及び青少年育成団体への支援
- (ロ) 青少年・若者の自主的な社会参加活動の支援
- (ハ) 青少年・若者に有害な社会環境の健全化
- (ニ) 困難を抱える青少年・若者に対する支援策の検討
- (ホ) 自然体験活動等の充実（四季の体験学習，チャレンジ・ザ・原始人等）
- (ヘ) 移動天文車及び可搬型プラネタリウムを活用した観望会の開催

###### (2) 問題行動の早期発見と非行防止

[目標指標：街頭補導の実施 年180回]

- (ア) 青少年相談員による街頭補導
- (イ) 特別相談員による青少年相談

###### (3) 家庭，地域，学校，行政間の連携の推進

[目標指標：緊急避難所「こどもの安全守る家」の登録件数 2,200件]

- (ア) 家庭，地域，学校，行政によって組織される市青少年育成推進会議の活動の推進
- (イ) 緊急避難所「こどもの安全守る家」登録活動の充実
- (ロ) 青少年育成団体との協働事業の充実

#### 基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

##### 1 学習機会の充実

###### (1) 学習環境の充実

[目標指標：現代的課題や地域が抱える課題解決のための講座開催 10講座]

- (ア) 現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供
- (イ) みと好文カレッジ，市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実
- (ロ) 市職員講師派遣事業「いきいき出前講座」の活用促進
- (ハ) 関連行政施設・機関，企業，NPO等との連携の推進

###### (2) みと好文カレッジ事業の充実

[目標指標：生涯学習サポーターの新規登録者 10名]

- (ア) 生涯学習推進のための人材育成，人材活用
  - ・ 生涯学習サポーターチャレンジ講座「さきがけ塾」の充実
  - ・ 生涯学習サポーター活動の推進
  - ・ 市民講師登録・派遣事業「あなたも師・達人制度」の活用促進
- (イ) 市民センターにおける社会教育事業の支援，指導
- (ロ) 生涯学習に関する情報提供の充実

- (エ) 乳幼児一時預かり登録・派遣事業「育児ボランティア制度」の活用促進
- (オ) パイロット事業の開発・研究

### (3) 人権教育の充実

**[目標指標：人権問題に関する講演会の開催 年 10 回]**

- (7) 同和問題をはじめとする人権問題に関する教育，啓発活動の充実

### (4) 図書館事業の充実

**[目標指標：全校 1 校当たりの学校図書館巡回支援回数 年 33 回]**

- (7) 学校図書館支援事業の推進
- (イ) 図書館資料，レファレンスサービスの充実
- (ロ) 子どもの読書活動推進計画（第2次）の策定
- (ハ) 地域の特性を生かした図書館づくりの推進
- (ニ) 市民との協働による図書館活動の推進
- (ホ) 利用者アンケート等による中央図書館運営に関する評価の充実
- (ヘ) 指定管理者制度導入による効果の検証

## 基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

### 1 歴史的資源の保全と活用

#### (1) 文化財の保護，保存，活用

**[目標指標：水戸城二の丸角櫓復元整備事業進捗率 100%]**

- (7) 水戸城歴史的建造物整備事業の推進
  - ・ 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事の完成（水戸城二の丸角櫓完成記念式典の開催）
  - ・ 二の丸角櫓への歩行者通路の整備
- (イ) ヒカリモの検証・活用事業の推進
- (ロ) 水戸の魅力ある文化遺産再発見事業の推進（水戸市地域文化財）

#### (2) 史跡等整備活用事業の推進

**[目標指標：台渡里官衙遺跡群範囲確認調査 1 地区]**

- (7) 台渡里官衙遺跡群整備事業の推進（発掘調査）
- (イ) 愛宕山古墳環境整備事業の推進（樹木伐採）

#### (3) 埋蔵文化財発掘調査等事業の推進

**[目標指標：発掘調査企画展の開催]**

- (7) 埋蔵文化財公開活用事業の推進
- (イ) 市内遺跡発掘調査事業の推進

#### (4) 伝統芸能の継承と発展

**[目標指標：「広報みと」・市ホームページへの掲載 年 5 回]**

- (7) 民俗芸能伝承団体への支援

#### (5) 世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進

**[目標指標：教育遺産の価値・魅力を発信する世界遺産講演会などの開催]**

- (7) 広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進

(イ) 日本遺産ブランド力向上事業（日本遺産5周年記念事業等）

**(6) 博物館事業の充実**

**【目標指標：特別展入館者 年3,000人】**

(7) 特別展等の開催（戦後75年企画展、開館40周年記念特別展）

(イ) 収蔵品等による常設展の開催

(ウ) 博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進

(エ) 小・中学校、義務教育学校との連携事業の推進（体験講座、出前講座、職場体験等）

(オ) 各種教育普及事業（他施設との連携事業を含む。）の推進

(カ) 市民・地域との協働事業の推進

議案第 9 号

## 水戸市教育委員会教育長専決事務の決裁の特例に関する規程 の一部を改正する規程

水戸市教育委員会教育長専決事務の決裁の特例に関する規程（平成 28 年水戸市教育委員会規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「臨時職員及び嘱託員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 24 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>水戸市教育委員会事務専決規程（昭和61年水戸市教育委員会規程第1号）第3条第1項の規定により教育長が専決することとされた事務のうち、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の臨時職員及び嘱託員の任免その他の人事（懲戒及び分限免職の処分を除く。）を行う事務については、教育部長は、常時教育長に代わって意思決定をするものとする。この場合において、教育部長は、必要があると認めるときは、その意思決定した事項を教育長に報告しなければならない。</p>	<p>水戸市教育委員会事務専決規程（昭和61年水戸市教育委員会規程第1号）第3条第1項の規定により教育長が専決することとされた事務のうち、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任免その他の人事（懲戒及び分限免職の処分を除く。）を行う事務については、教育部長は、常時教育長に代わって意思決定をするものとする。この場合において、教育部長は、必要があると認めるときは、その意思決定した事項を教育長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>

## 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第23条の3」に改める。

第23条の2第2項中「学校を」を「学校（以下この条において「拠点校等」という。）を」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「受け、」の次に「当該拠点校等が」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 教育長は、学校主査のうちから、総括事務長を命ずるものとする。

4 総括事務長は、全ての拠点校等が学校事務の共同実施により処理する事務を総括し、学校事務の共同実施の適正化及び効率化のために必要な事項を処理する。

第6章中第24条の前に次の1条を加える。

（業務を行う時間の上限）

第23条の3 教育委員会は、学校に勤務する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日を指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に定める時間

ア 1カ月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）について45時間

イ 1年（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）について360時間

(2) 児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に前号に規定する時間を超えて所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合 次に定める時間及び月数

ア 1カ月について100時間

イ 1年について720時間

ウ 1年のうち1カ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6カ月

エ 1カ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月及び5カ月の期間を加えたそれぞれの期間における1カ月当たりの平均時間について80時間

- 2 前項に規定する教育職員が業務を行う時間とは、教育職員が校内に在籍している時間及び校外において業務を行う時間として教育委員会が別に定める時間から自己研さんの時間その他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間をいう。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部学校管理課

現行	改正（案）
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第6章 校長及び職員の服務（第24条—第29条）</p> <p>（略）</p> <p>（学校事務の共同実施）</p> <p>第23条の2 （略）</p> <p>2 教育長は、学校事務の共同実施を命ずるときは、当該学校事務の共同実施の拠点となる学校（以下この条において「拠点校」という。）及び拠点校と連携して学校事務の共同実施を行う学校を指定するものとする。</p> <p>3 教育長は、拠点校の事務職員のうちから、事務長を命ずるものとする。</p> <p>4 事務長は、拠点校の校長の監督を受け、学校事務の共同実施により処理する事務を総括し、その他学校事務の共同実施に必要な事項を処理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、学校事務の共同実施について必要な</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第6章 校長及び職員の服務（第23条の3—第29条）</p> <p>（略）</p> <p>（学校事務の共同実施）</p> <p>第23条の2 （略）</p> <p>2 教育長は、学校事務の共同実施を命ずるときは、当該学校事務の共同実施の拠点となる学校（以下この条において「拠点校」という。）及び拠点校と連携して学校事務の共同実施を行う学校（以下この条において「拠点校等」という。）を指定するものとする。</p> <p>3 教育長は、学校主査のうちから、総括事務長を命ずるものとする。</p> <p>4 総括事務長は、全ての拠点校等が学校事務の共同実施により処理する事務を総括し、学校事務の共同実施の適正化及び効率化のために必要な事項を処理する。</p> <p>5 教育長は、拠点校の事務職員のうちから、事務長を命ずるものとする。</p> <p>6 事務長は、拠点校の校長の監督を受け、当該拠点校等が学校事務の共同実施により処理する事務を総括し、その他学校事務の共同実施に必要な事項を処理する。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、学校事務の共同実施について必要な</p>

事項は、別に定める。

(新設)

事項は、別に定める。

(業務を行う時間の上限)

第23条の3 教育委員会は、学校に勤務する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日を指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に定める時間

ア 1カ月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）について45時間

イ 1年（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）について360時間

(2) 児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に前号に規定する時間を超えて所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合 次に定める時間及び月数

ア 1カ月について100時間

イ 1年について720時間

ウ 1年のうち1カ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6カ月

エ 1カ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月及び5カ月の期間を加えたそれぞれの期間における1カ月当たりの平均時間について80時間

2 前項に規定する教育職員が業務を行う時間とは、教育職員が校内に在校している時間及び校外において業務を行う時間として教育委員会が別に定める時間から自己研さんの時間その他業務外の時間及

び休憩時間を除いた時間をいう。

- 3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

## 水戸市語学指導を行う外国青年就業規程を廃止する規程

水戸市語学指導を行う外国青年就業規程（平成3年水戸市教育委員会規程第2号）は、廃止する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

議案第12号

## 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

水戸市学校運営協議会規則（平成31年水戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第3条第1号中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改め、同条第2号中「第47条の6第5項」を「第47条の5第5項」に改め、同条第3号中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

第11条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第12条中「第47条の6第5項」を「第47条の5第5項」に改める。

第13条第1項中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育委員会総合教育研究所

現行	改正（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の6第1項の規定に基づき、水戸市立小学校、水戸市立中学校又は水戸市立義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）が所在する地域の住民、市立小学校等に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の市立小学校等の運営への参画、支援及び協力の促進により、市立小学校等とこれらの者との間の信頼関係を深め、市立小学校等の運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るため、市立小学校等ごとに、学校運営協議会を置く。ただし、水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第1条の3第1項に規定する小中一貫型小中学校（以下「小中一貫型小中学校」という。）の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、当該小中一貫型小中学校について、一の学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、水戸市立小学校、水戸市立中学校又は水戸市立義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）が所在する地域の住民、市立小学校等に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の市立小学校等の運営への参画、支援及び協力の促進により、市立小学校等とこれらの者との間の信頼関係を深め、市立小学校等の運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るため、市立小学校等ごとに、学校運営協議会を置く。ただし、水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第1条の3第1項に規定する小中一貫型小中学校（以下「小中一貫型小中学校」という。）の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、当該小中一貫型小中学校について、一の学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第3条 （略）</p>

- (1) 法第47条の6第4項の承認に関する事。
- (2) 法第47条の6第5項の規定に基づく情報の提供に関する事。
- (3) 法第47条の6第6項の規定に基づく意見の申出に関する事。
- (4) 及び(5) (略)

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第11条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) から(3)まで (略)

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校の運営等に関する協議の結果に関する情報提供)

第12条 学校運営協議会は、法第47条の6第5項の規定に基づき、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者に提供するものとする。

(学校の運営に関する意見の申出)

第13条 学校運営協議会は、法第47条の6第6項に規定する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 (略)

- (1) 法第47条の5第4項の承認に関する事。
- (2) 法第47条の5第5項の規定に基づく情報の提供に関する事。
- (3) 法第47条の5第6項の規定に基づく意見の申出に関する事。
- (4) 及び(5) (略)

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第11条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) から(3)まで (略)

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校の運営等に関する協議の結果に関する情報提供)

第12条 学校運営協議会は、法第47条の5第5項の規定に基づき、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者に提供するものとする。

(学校の運営に関する意見の申出)

第13条 学校運営協議会は、法第47条の5第6項に規定する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 (略)

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



## 教 育 委 員 会

## 新型コロナウイルス感染症にかかる公共施設の対応方針について

## 所管施設等

課名	施設名等	対応	期間
学校施設課	各学校の校庭及び体育館 【学校施設課： 306-8679】	利用：再開	4 / 1 ~
	水戸城跡二の丸展示館 【学校施設課： 306-8679】	開館	4 / 1 ~
<p>【利用に当たっての注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮すること。</li> <li>○ 十分なスペースが確保できない場合は、日程を調整など配慮すること。</li> <li>○ 体育館で使用する場合は、ドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などを行うこと。</li> <li>○ 近い距離での会話や発生、大声での声援を避けて使用すること。</li> <li>○ 体調確認を行いながら、過度な運動とならないよう使用内容や方法などに配慮すること。</li> </ul>			
生涯学習課	少年自然の家 【254-2200】	窓口：通常どおり	
		事業：再開	4 / 1 ~
		利用：再開 ※ 宿泊，屋内調理 及びプラネタリウ ムを除く	4 / 1 ~
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開館等に当たっては、出入口に注意喚起の説明文を掲示。</li> </ul> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日帰りの事業のみ実施する。</li> <li>○ 当面、宿泊を伴う事業の実施予定なし。</li> </ul> <p>【利用に当たっての注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所時に検温を行い、発熱等の症状のある方は、入館を御遠慮いただく。</li> <li>○ 全員マスク着用とする。(マスクがない場合には、キッチンペーパー等で作成する。)</li> <li>○ 利用者の手洗い，アルコール消毒，使用部屋の定期的な換気を徹底する。</li> <li>○ 食堂での食事の際は，1席ずつ間隔をあける。</li> <li>○ 利用者が近接する活動を制限する。</li> <li>○ 予約のない部屋は使用しない。</li> </ul>			

歴史文化財課	博物館 【226-6521】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	埋蔵文化財センター 【269-5090】	窓口：通常どおり	
		事業：再開	4 / 1 ~
	ダイダラボウ展示室 【埋蔵文化財センター： 269-5090】	開館	4 / 1 ~
	大塚農民館 【博物館：226-6521】	開館	4 / 1 ~
内原郷土史義勇軍資料館 【257-5505】	開館	4 / 1 ~	

- 開館等に当たっては、出入口に注意喚起の説明文を掲示。
- 参加者が特定できないものや、感染リスクの高いイベント等は開催しない。
- 入館するには、手指消毒、咳エチケットをお願いし、感染予防対策の実施を徹底する。また、氏名及び連絡先の記入をお願いする。
- 発熱等の症状のある方は、入館を御遠慮いただく。

中央図書館	中央図書館 【226-3951】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	東部図書館 【248-4051】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	西部図書館 【255-5651】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	見和図書館 【350-2051】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	常澄図書館 【269-1751】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~
	内原図書館 【291-6451】	事業：再開	4 / 1 ~
		開館	4 / 1 ~

- 開館等に当たっては、出入口に注意喚起の説明文を掲示。
- 入館するには、手指消毒、咳エチケットをお願いし、感染予防対策の実施を徹底する。また、氏名及び連絡先の記入をお願いする。（換気については、24時間機械換気に対応。）
- 発熱等の症状のある方は、入館を御遠慮いただく。
- 中央図書館の「読書室」については、利用にあたっては、ウイルス感染防止策として対面式着座をさせないようなイスの配置を考慮する。（利用者が多数の場合によっては、入室者の人数制限等も検討する。）
- 基本的に事業は再開するが、ボランティアが主催する行事等については、開催の有無の判断は各団体の意向を尊重する。

## 次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和2年3月24日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
令和元年度末教職員 辞令交付式	令和2年3月31日（火） 午後3時から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
<b>第3回教育委員会臨時会</b>	<b>令和2年3月31日（火） 教職員辞令交付式終了後</b>	<b>総合教育研究所 研究室7</b>	
令和2年度始め教職員 辞令交付式	令和2年4月1日（水） 午後1時30分から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
第4回教育委員会定 例会	令和2年4月10日（金） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	日時が変更となる 予定です。
校長会・教頭会合同歓 送迎会	令和2年4月10日（金） 午後6時から	水戸京成ホテル 瑠璃の間	開催が延期になり ます。
第5回教育委員会定 例会	令和2年4月30日（木） 午後6時から	水戸市役所 3階 教育委員会室	終了後、むつみ会 歓送迎会になり ます。 時間が変更になり ました。
第6回教育委員会定 例会	令和2年5月26日（火） 午後5時から	水戸市役所 3階 教育委員会室	
令和2年度関東甲信 越静市町村教育委員 会連合会総会及び研 修会（群馬大会）	令和2年5月28日（木） 午後0時45分から	群馬県太田市 太田市民会館	
令和2年度茨城県市 町村教育委員会連合 会総会及び講演会	令和2年5月29日（金） 午後1時30分から	常陸太田市生涯学習セン ター ふれあいホール	

※ゴシック体は、追加日程です。